【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年６月30日
【会社名】	第一商品株式会社
【英訳名】	DAIICHI COMMODITIES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　落岩　邦俊
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神泉町９番１号
【縦覧に供する場所】	第一商品株式会社　大阪支店 （大阪府大阪市中央区久太郎町３丁目５番13号） 第一商品株式会社　千葉支店 （千葉県千葉市中央区新町17番地13） 第一商品株式会社　名古屋支店 （愛知県名古屋市東区葵２丁目３番15号） 第一商品株式会社　埼玉支店 （埼玉県さいたま市大宮区宮町１丁目114番１号） 第一商品株式会社　横浜支店 （神奈川県横浜市西区楠町14番地５） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長落岩邦俊は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年３月31日を基準日として行っており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制及びＩＴ全般統制の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。

当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制及びＩＴ全般統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社業務の性格上、本社一括管理を行っているため、「重要な事業拠点（支店）」の選択は行わず、各本支店が顧客から受注した注文を全て受け付ける本社の市場部の業務管理プロセスを評価対象としております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長落岩邦俊は、平成28年３月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

前事業年度末における開示すべき重要な不備は、当事業年度末日においては是正措置が完了し、財務報告に係る内部統制の評価結果は有効と判断いたしました。

なお、不備への是正措置の取り組みは以下のとおりであります。

修正後発事象として会計処理すべき訴訟案件について、社内の関係部署間の情報共有体制の不備により、有価証券報告書及び内部統制報告書の各訂正報告書を提出いたしました。

（是正措置）

①既存の管理規程等に加え、係争・紛議に関する業務マニュアルを新規制定し、当該内部統制プロセスの整備及び運用を厳格に実施いたしました。

②係争・紛議の主管部署である調査本部は、関連部署である経理本部及び総務本部と情報を共有し、重要な事実関係等を延滞なく取締役会に報告を行うことで会計処理の適切性及び開示内容を網羅的に把握する体制を構築いたしました。

③内部監査室は、上記①のプロセス及び②の体制が内部統制上、適切に整備され、かつ、有効に運用されているかについて独立的に検証を実施いたしました。